

保健福祉部の組織再編(平成27年4月1日)(1)

1. 「地域包括ケアシステム」の構築

- ① 保健福祉部に「理事(新病院・地域包括ケアシステム担当)」を設置。
- ② 障害福祉課長を「次長(介護障害連携・データヘルス担当)」に併任。
- ③ 事務分掌を財源別から機能別へ見直すため、後期高齢者医療及び国民健康保険の健康診査及び保健指導を保険年金課から地域保健課へ移管。
- ④ 福祉総務課で「生活支援体制整備事業」等を所掌。
 - i 中央地域包括支援センターに配置された社会福祉士を福祉総務課に併任。
 - ii 生活支援室に配置された社会福祉士を福祉総務課に併任。
 - iii 福祉総務課に配置された事務職を地域介護課に併任。

- ⑤ 介護・高齢福祉課を「地域介護課」に改称。
- i 要介護・要支援認定、「基本チェックリスト」該当性判定、指定地域密着型サービス事業者の指定、「介護予防・日常生活支援総合事業」に係る事業者の指定、委託及び助成等を所掌する「サービス推進室」を設置。
 - ii 専任のサービス推進室長を配置。
 - iii 介護保険特別会計の管理、被保険者資格の管理、保険料の収納、「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」、「桑名市要援護者台帳」等を所掌する「管理・情報係」を設置。
 - iv 「桑名市地域包括ケア計画」の策定及び推進、「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」の庶務、「介護予防・日常生活支援総合事業」を始めとする地域支援事業の総括等を所掌する「計画・事業係」を設置。

保健福祉部の組織再編(平成27年4月1日)(3)

- v 中央地域包括支援センターで「介護予防ケアマネジメント事業」、「一般介護予防事業」、「総合相談支援事業」、「権利擁護事業」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援事業」、「認知症施策推進事業」等を所掌。
- vi 保健福祉連携を推進するため、
保健師を中央地域包括支援センター長、
社会福祉士を中央地域包括支援センター長補佐として配置。
- vii 介護障害連携を推進するため、障害福祉課
及び中央地域包括支援センターに配置された社会福祉士を相互に併任。
- viii 健康増進事業と一体的に介護予防事業を展開するため、
中央地域包括支援センターに配置された保健師を地域保健課に併任。
- ix 在宅医療介護連携を推進するため、中央地域包括支援センターに
配置された保健師を地域医療課に併任。
- x 繁閑に応じて柔軟に業務量を平準化することが可能となるよう、
地域介護課、サービス推進室及び中央包括支援センターに配属された
職員を相互に併任。

保健福祉部の組織再編(平成27年4月1日)(4)

⑥ 健康づくり課を「地域保健課」に改称。

- i 地区担当制の総括等を所掌する「地域支援係」を設置。
- ii レセプト等を活用したデータヘルスを担当させるため、地域保健課に配置された保健師を生活支援室並びに保険年金課及びサービス推進室に併任。
- iii 介護予防事業と一体的に健康増進事業を展開するため、地域保健課に配置された保健師及び管理栄養士を中央地域包括支援センターに併任。

⑦ 地域医療対策課を「地域医療課」に改称。

- i 新病院の整備、桑名市総合医療センターの管理、桑名市応急診療所の運営等を所掌する「管理・新病院係」を設置。
- ii 「在宅医療・介護連携推進事業」等を所掌する「在宅医療係」を設置。
- iii すべての行政リハビリテーション専門職を集中的に配置し、地域医療のほか、健康増進、介護予防(「地域リハビリテーション活動支援事業」)、母子保健、療育などのすべての行政分野におけるリハビリテーションに関する業務を分担する「地域リハビリテーション係」を設置。

保健福祉部の組織再編(平成27年4月1日)(5)

2. 桑名版「ネウボラ(子育て世代包括支援)」の展開

- ① 保健師を子ども家庭課長として配置。
- ② 専任の子ども総合相談センター長を配置。
- ③ 子ども総合相談センターに配置された保育士を地域保健課に併任。
- ④ 障害福祉課に配置された保健師を地域保健課に併任。
- ⑤ 地域保健課に配置された保健師を
子ども家庭課子ども総合相談センター及び障害福祉課に併任。

3. その他

- ① 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、
「桑名市子ども・子育て支援事業計画」を
教育委員会事務局から子ども家庭課へ移管。
- ② 保険年金課において、長寿医療係を廃止し、
福祉医療費助成を管理・年金係、後期高齢者医療を保険係に移管。

【参考】スクラップ・アンド・ビルド(平成27年度)一例(1)

- ① 福祉総務課において、公共施設マネジメントの一環として、「多度福祉会館」を廃止。
- ② 障害福祉課において、補装具の交付若しくは給付又は日常生活用具の給付に係る利用者負担の助成を廃止。
- ③ 介護・高齢福祉課において、地域支援事業の充実に伴い、
 - i 敬老祝金(新規に最高齢に到達した者に係るものを除く。)
 - ii 「桑名市徘徊高齢者位置情報探索システム助成事業」、「桑名市老人福祉電話設置事業」及び「桑名市高齢者日常生活用具給付事業」を廃止。

【参考】スクラップ・アンド・ビルド(平成27年度)一例(2)

- ④ 中央地域包括支援センターにおいて、「認知症施策推進事業」を活用した
 - i 「認知症カフェ」に相当する「オレンジカフェ」(仮称)の創設
 - ii 「認知症初期集中支援チーム」の設置及び「認知症地域支援推進員」の配置に伴い、
 - i 「介護者の集い」、「認知症家族のつどい」及び「ほっとやすらぎ空間」
 - ii 認知症相談事業を廃止。
- ⑤ 保険年金課及び健康づくり課において、保健センターに配置された保健師等の役割について、
 - i 自らサービスを提供する「プレーヤー」から
 - ii 地域住民による自発的な活動や参加を働き掛ける「マネージャー」へと転換するため、国民健康保険の特定保健指導を民間事業者に委託。
- ⑥ 健康づくり課において、附属機関の整理合理化を図るため、「桑名市市民健康づくり推進協議会」を廃止し、その機能を
 - i 「桑名市子ども・子育て会議」
 - ii 「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」に承継。